

平成 29 年第 5 回富良野市教育委員会臨時会

開催年月日	平成 29 年 6 月 15 日（木） 午後 3 時 5 分開会
開催場所	富良野文化会館 応接室
出席委員	委員長 吉田幸男 委員 津山正樹 委員 山田淳二 委員 菅野義則 教育長 近内栄一
説明のために出席した者の職氏名	教育部長 山下俊明 学校教育課長 稲葉武則 学校教育課管理係長 石坂征和
議事日程	日程第 1 会期の決定について 日程第 2 議案第 1 号 富良野市教育委員会委員長の選挙について 議案第 2 号 富良野市教育委員会委員長職務代理者の指定について
会議録署名委員の氏名	委員長は、会議録署名委員に次の委員を指名した。 菅野義則 委員
傍聴人	なし

議事の経過

開会 午後 3 時 5 分

吉田委員長

只今より平成 29 年第 5 回富良野市教育委員会臨時会を開会いたします。
本日は、全員の出席であります。
会議録署名委員には、菅野委員にお願いいたします。

吉田委員長

これより 議題に入ります。
日程第一 会期の決定についてお諮り致します。
会期については、本日一日と致したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

吉田委員長 ご異議なしと認めます。よって、只今お諮りのとおり決しました。

吉田委員長 次に、日程第 2 に入ります。
議案第 1 号を議題とします。
議案第 1 号「富良野市教育委員会委員長の選挙について」を説明願います。

山下教育部長 議案第 1 号 富良野市教育委員会委員長の選挙について、ご説明申し上げます。
本件は、現吉田委員長の任期が、平成 29 年 6 月 17 日をもって満了となりますので、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第 2 条第 1 項
による、改正前の地方行政の組織及び運営に関する法律第 12 条の規定に基づき、委
員長の選挙を行うものでございます。
 なお、新しい委員長の任期につきましては、平成 29 年 6 月 18 日からありますが
が、現教育長に関しましては、改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律
が適用されておりますので、委員長の任期につきましては、地方教育行政の組織及
び運営に関する法律の一部を改正する法律付則第 2 条第 3 項に基づき、現教育長の
委員としての任期が満了する日までとされておりますので、平成 30 年 6 月 13 日ま
ででございます。
 なお、選挙の方法につきましては、改正前の富良野市教育委員会会議規則第 2 条
第 1 項に、「委員長の選挙は、会議において指名推薦の方法により行う。」と規定さ
れておりますので、指名推薦により選挙をお願いするものでございます。
以上でございます。

吉田委員長 只今の説明のとおり、指名推薦の方法でご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

吉田委員長 ご異議なしと認めます。それでは推薦をお願いします。

山田委員 吉田委員を推薦します。吉田委員は、平成 19 年 6 月より富良野市教育委員会教育委
員を務めており、平成 26 年 6 月から委員長として職務にあたられています。豊富な
経験と卓越した判断力を持ち、教育振興に精通されている人物であり、適任と思
いますので推薦します。

吉田委員長 他にございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

吉田委員長

吉田委員の推薦がありましたが、ご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

吉田委員長

ご異議なしと認めます。

ただ今、私吉田委員が富良野市教育委員会委員長に選任されました。就任にあたり、一言ご挨拶をさせていただきます。

吉田委員長

今、山田委員さんからご推薦ありましたが、微力ながら今まで同様に他の委員さんのお力をかりながら、教育長ほか職員の皆さんの力をかりながら、努めてきましたが、これからも力不足ではありますが、みなさんと共にがんばって行きたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

吉田委員長

次に、議案第2号を議題とします。

議案第2号「富良野市教育委員会委員長職務代理者の指定について」を説明願ひします。

山下教育部長

議案第2号 富良野市教育委員会委員長職務代理者の指定について、ご説明申し上げます。

本件は、津山委員の委員長職務代理者としての任期が、平成29年6月17日をもって満了となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条による、改正前の地方行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項の規定に基づき、委員長職務代理者を指定するものでございます。

新しい委員長職務代理者の任期につきましては、平成29年6月18日からであります。平成30年6月14日以降、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条により任命された教育長が同法第13条第2項に基づき、職務代理者を指名するまでとなります。

なお、指定の方法は、改正前の富良野市教育委員会会議規則第3条に、「先任の委員が委員長の職務を代理する。」と規定されております。

以上でございます。

吉田委員長 只今の説明のとおり、前任の委員に職務代理者を指定することでご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

吉田委員長 ご異議なしと認めます。
教育委員長及び教育長を除く委員の中で、前任の委員は津山委員であります。よって津山委員を委員長職務代理者に指定することにご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

吉田委員長 ご異議なしと認めます。
ただ今、津山委員を富良野市教育委員会委員長職務代理者に指定することに決しました。
ここで、津山委員に就任のご挨拶をいただきます。

津山委員 精進してがんばりたいと思いますのでよろしくお願いします。

吉田委員長 以上で、本日の議事はすべて終了致しました。
これをもって平成 29 年第 5 回富良野市教育委員会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後 3 時 10 分